平成２６年（フ）第１９１４号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　319号棟202号室
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４号
島根県浜田市長浜町1083番地３、前住所島根県益田市本町６番21号
債務者　島田　佳凡
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第１３６号
島根県雲南市三刀屋町伊萱1222番１地
債務者　勝部　幸二
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２９号
広島県福山市春日町２丁目12番26号　坂本住宅１号
債務者　鶴田　由孝
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２３１号
広島県福山市新市町大字相方2537番地
債務者　駄澤　妙子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２３４号
広島県福山市山手町５丁目15番９－404号
債務者　馬場百合美
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２７２号
佐賀市高木瀬東４丁目17番15号
債務者　ＫＳＢこと　草場　秀次
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
佐賀市諸富町大字為重281番地４
債務者　魚返　好徳
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８２６号
福岡県中間市大字下大隈1764番地４　ドルチェフィア102号
債務者　長尾真由美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６２８号
北九州市門司区藤松１丁目23番５号
債務者　尾島　久義
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６３７号
北九州市門司区藤松１丁目23番５号
債務者　尾島　和世
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６７９号
名古屋市中川区吉津３丁目314番地
債務者　酒井　貴浩
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９１２号
愛知県常滑市かじま台１丁目241番地　リビングタウンかじま台Ａ棟103号
債務者　榊原みき子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１２号
北九州市八幡西区幸神４丁目６番16号　Ａ101
債務者　金川　龍久
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１８３４号
名古屋市西区平出町338番地、従前の住所愛知県北名古屋市九之坪両ケ前60番地２
債務者　中川　龍二
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９３７号
名古屋市中村区中島町４丁目45番地の２　藤和シティコープ中村区役所前101号
債務者　中川　優子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０６号
北九州市小倉北区高浜２丁目１番54―301号
債務者　山口洋一郎
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６５８号
熊本市南区出仲間６丁目６番50号
債務者　廣瀬　仁美
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係